

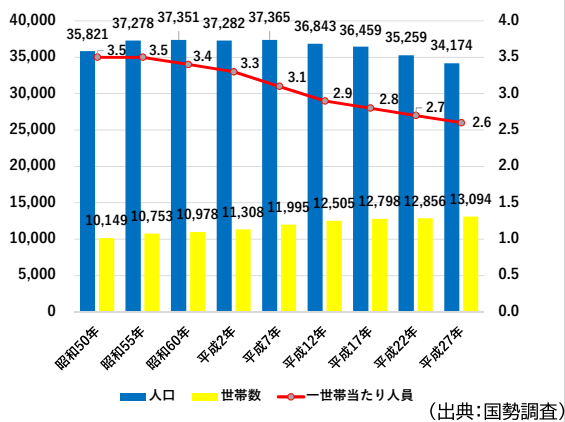
境港市の空家の状況について

令和3年3月13日(土)
境港市建設部都市整備課

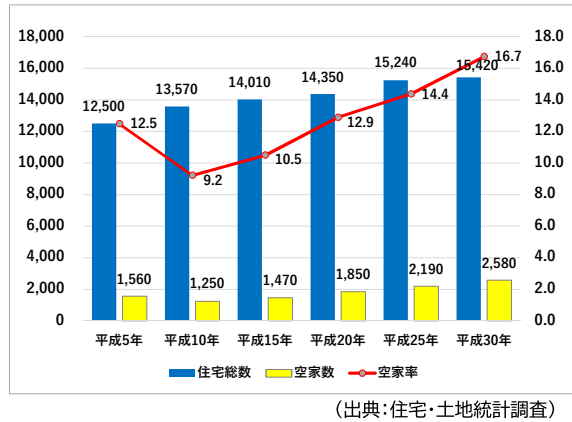
1

1. 本市の現状(1)

①人口・世帯数の推移



②住宅総数と空家数の推移



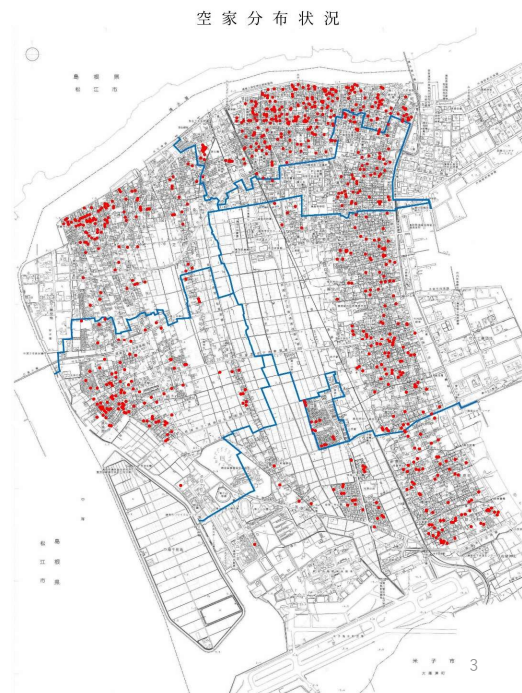
2

1. 本市の現状(2)

③空家等実態調査

平成30年度に自治会の全面協力により調査を実施

地区	件数	空家	破損状況				非空家
			大	中	小	無	
渡	146	105	3	7	30	65	41
外江	134	107	9	8	32	58	27
境	290	262	10	8	42	202	28
上道	90	64	4	9	5	46	26
余子	177	122	7	12	31	72	55
誠道	15	13	0	0	4	9	2
中浜	131	101	0	4	17	80	30
合計	983	774	33	48	161	532	209



1. 本市の現状(3)

④相談・情報提供

地域住民等から寄せられた空家等に関する相談や情報提供

⑤特定空家

「境港市空家の適正管理に関する条例」に基づき、本市が認定した特定空家（詳細は次項）



市が把握している空家数 **810**件

※令和3年2月末現在



1. 本市の現状(4)

★特定空家

「境港市空家の適正管理に関する条例(平成26年3月31日条例第10号)」第2条第1項第2号に規定する周辺に及ぼす危険性が特に高い次のいずれかの空家。



- ア 老朽化又は台風その他の自然災害による倒壊、落下又は飛散により、人の生命、身体又は財産を害するおそれのある空家
- イ 不特定の者の侵入による犯罪又は火災を誘発するおそれのある空家

地区	渡	外江	境	上道	余子	誠道	中浜	合計
特定空家数	3	13※	8	4	7	0	2	37

※うち1件解体中

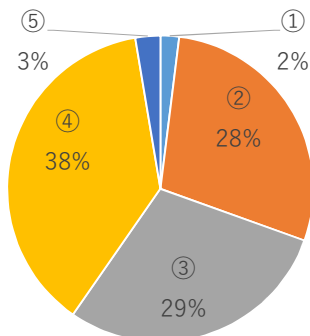
5

2. 空家所有者の意向調査(1)

※空家所有者542人へ郵送
うち383人から回答あり。
(令和3年2月末現在)

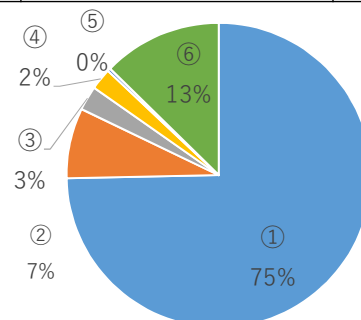
Q: 空き家となってからの年数

①	1年以内	6
②	1～5年程度	87
③	6～10年程度	89
④	10年以上	115
⑤	詳細不明	8



Q: 建物の建築時期

①	昭和56年以前(旧耐震基準)	230
②	昭和57年～平成元年頃	23
③	平成2年～11年頃	8
④	平成12年～21年頃	7
⑤	平成22年以降	1
⑥	詳細不明	39

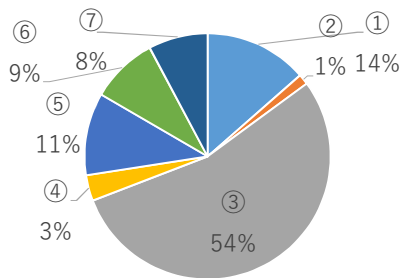


6

2. 空家所有者の意向調査(2)

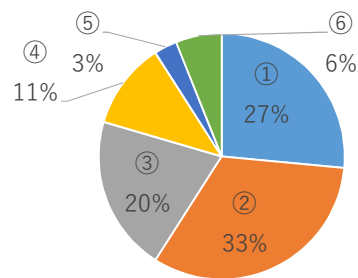
Q:空家になったきっかけ

①	別の住宅に転居	40
②	市外に転勤	4
③	建物使用者が死亡	160
④	建物使用者が別居の親族宅に同居	10
⑤	借家の入居者が退去	32
⑥	建物使用者が入院・入所	26
⑦	その他	23



Q:建物の状況

①	おおむね良好。いつでも利用可	79
②	多少の修繕が必要	97
③	大規模な修繕が必要	61
④	利用することは困難	34
⑤	把握していない	9
⑥	その他	18

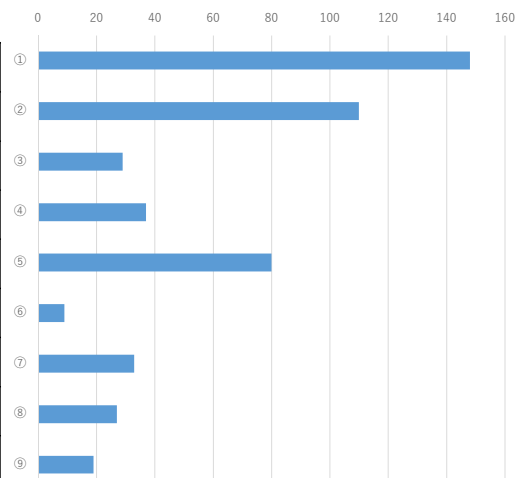


7

2. 空家所有者の意向調査(3)

Q:今後の活用希望(複数回答可)

①	現状のまま保有	148
②	売りたい	110
③	貸したい	29
④	地域で活用してもらいたい	37
⑤	解体したい	80
⑥	建て替えたい	9
⑦	予定なし	33
⑧	所有者や相続人が複数のため自分では決められない	27
⑨	その他	19

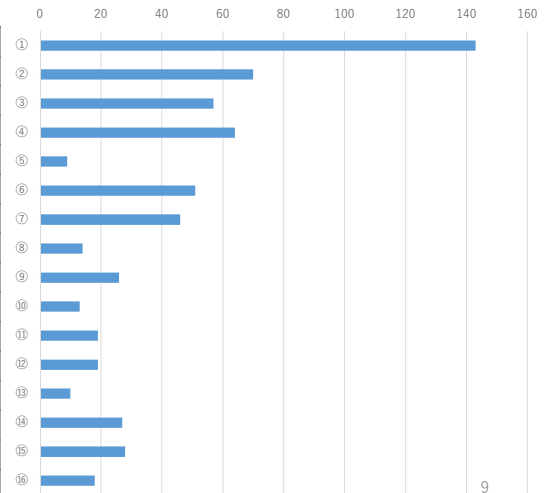


8

2. 空家所有者の意向調査(4)

Q:利活用するにあたり支障となること(複数回答可)

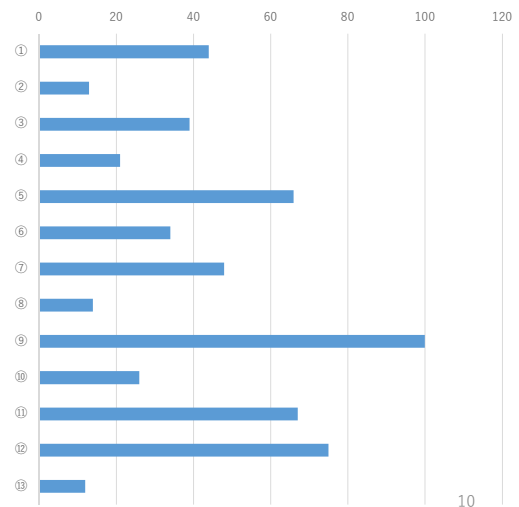
①	建物が老朽化または破損している	143
②	敷地に接する道路が狭いなど立地条件が悪い	70
③	有効な利活用の方法がわからない	57
④	修繕・リフォームの資金がない	64
⑤	修繕・リフォーム業者を知らない	9
⑥	仏壇や荷物の処分に困っている	51
⑦	買い手や借り手が見つからない	46
⑧	売買や賃貸の手続きが面倒	14
⑨	売買や賃貸をしたいがどうしたらよいかわからない	26
⑩	他人に貸すことに不安がある	13
⑪	相続など所有権に関する問題がある	19
⑫	所有者又は相続権者が複数いるので自分では決められない	19
⑬	建物所有者と土地所有者が異なっている	10
⑭	誰に相談してよいかわからない	27
⑮	特になし	28
⑯	その他	18



2. 空家所有者の意向調査(5)

Q:空家対策に関して、市に要望すること(複数回答可)

①	適正管理に関する情報提供	44
②	管理してくれる事業者等の紹介	13
③	相談窓口の充実	39
④	相談会などの開催	21
⑤	売却や賃貸に関する制度の情報提供	66
⑥	利活用の方法や支援制度に関する情報提供	34
⑦	利活用するための修繕・リフォーム等への助成充実	48
⑧	修繕・リフォーム業者の紹介	14
⑨	解体助成の充実	100
⑩	解体業者の紹介	26
⑪	解体後の固定資産税の据え置き	67
⑫	特になし	75
⑬	その他	12



3. 空家等に関する対策(1)

★境港市空家等対策計画(令和2年3月作成)

計画の基本理念

心豊かに、安心して暮らせるまちづくり

- 基本方針 (1)空家等の適切な管理の促進
 (2)空家等の利活用の促進
 (3)特定空家等への対応



11

3. 空家等に関する対策(2)

★空家対策への取り組み

- (1)空家等情報の把握
- (2)空家等の発生抑制
- (3)空家等の適正管理の促進
- (4)空家等の利活用
- (5)空家等の除却の推進
- (6)特定空家等対策

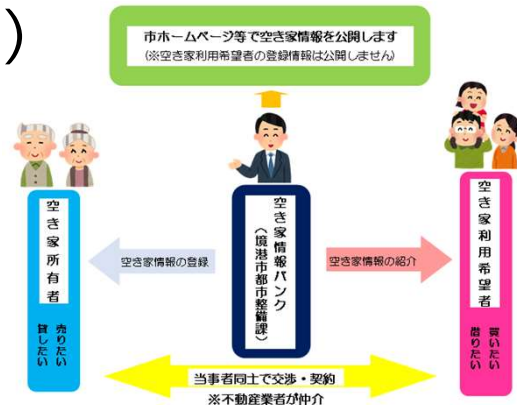


12

3. 空家等に関する対策(3)

★空き家情報バンク

- ・市内における空き家の流動化促進と定住促進を図るため、市が所有者等と利用者をマッチングさせる制度(H22.3～)



**登録物件
募集中!!**

13

4. 令和3年度からの新しい制度(予定)

①利活用流通促進事業補助金

(空家の利活用を目的として改修する場合に、その経費の一部を助成)



②移住定住奨励金

(①を利用して改修された空家を利活用する県外からの移住者に奨励金を交付)

③空家除却支援事業補助金

(5年間限定、空家の解体費の一部を助成)



④固定資産税の減免

(③を利用して解体された空家が所在していた土地の固定資産税について、住宅用地特例が解除された場合の固定資産税増額相当額を空家解体後3年間減免)

14

ご清聴ありがとうございました